

千歳市公立大学法人評価委員会条例

(設置)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 委員は経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、臨時委員は当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(千歳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 千歳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３８年千歳市条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「		を
路線バス補助金審議会委員	日額	１２，０００円
」		
「		に改める。
路線バス補助金審議会委員	日額	１２，０００円
公立大学法人評価委員会委員	日額	１２，０００円
」		